

令和4年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和4年3月24日(木)午後2時3分

2 閉会日時

令和4年3月24日(木)午後2時50分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長 | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 池 田 享 誉 |
| (3) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (4) 委 員 | 土 岐 志 麻 |
| (5) 委 員 | 天 内 博 康 |

5 事務局出席職員

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 教 育 部 長 | 小 野 正 貴 |
| (2) 教 育 次 長 | 大久保 綾 子 |
| (3) 参事文化財課長事務取扱 | 葛 西 俊 一 |
| (4) 総 務 課 長 | 金 澤 敦 |
| (5) 学 務 課 長 | 武 井 秀 雄 |
| (6) 指 導 課 長 | 角 田 毅 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 9 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 10 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 11 号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(教育委員会事務局総務課)
- 議案第 12 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正
する規則の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 13 号 青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定に
ついて (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 14 号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について (学務課)
- 議案第 15 号 青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(文化財課)
- 議案第 16 号 青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について (指導課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- (1) 土 岐 志 麻
- (2) 天 内 博 康

8 会議の概要

午後2時3分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第9号から議案第16号までの計8件について審議し、議案第9号及び議案第10号の両案については、いずれも全員異議なく原案のとおり承認し、議案第11号から議案第16号までについては、各議案について、いずれも全員異議なく原案のとおり決定した。

次に、2件の事案を報告した後、午後2時50分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は8件となっております。

初めに、議案第9号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和4年2月21日付青市総第176号で協議がありました青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の改正に伴う地方自治法第180条の2に基づく協議についてであります。

協議の内容をまとめました附属資料1と併せて、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の新旧対照表である附属資料2を御覧ください。

初めに、協議理由についてであります。市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について必要な事項を定める青森市事務の委任及び補助執行に関する規則におきまして、同規則中、教育長への委任事項の一部を変更することにつきまして、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会が協議するものであります。

次に、教育長への委任事項の変更内容についてであります。森林博物館におきまして、令和4年4月1日から利用料金制を導入することに伴い、委任事項を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、森林博物館に関する教育長への委任事項の整備といたしましては、附属資料1の「2 教育長への委任事項の変更内容」の中段に、米印の部分で変更前と変更後に分けて記載しておりますが、変更前は、観覧料及び使用料の徴収、還付及び減免に関することが教育長へ委任されておりましたが、変更後は、観覧料及び使用料の徴収又は利用料金の收受、還付及び減免に関することが教育長へ委任されるものであります。

本事案につきましては、市長部局における規則の改正に当たり、行政内部における手続日程の都合上、期限内に協議内容を回答する必要がございましたが、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこ

れを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第9号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第9号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第10号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第10号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和4年4月1日付の人事異動についてであります。

附属資料を御覧ください。

まず、人事異動の発令日ではありますが、令和4年4月1日付を予定しております。

異動内容につきましては、転出者が28人、転入者が34人、市内小・中学校への転出が6人、市内小・中学校からの転入が6人、教育委員会での定年退職者が1人、再任用フルタイム終了者が5人、定年退職後に教育委員会で再任用フルタイムとして勤務する職員が1人、教育委員会内の異動者が22人となっております。

また、昇任者数は、課長級が1人、主幹級が3人の計4人となっております。

次に、組織の変更点についてであります。組織・機構の見直しにより、文化財課におきまして、世界文化遺産に登録されました北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産であります小牧野遺跡の保存・活用を強化するため、同遺跡の保護の拠点であります小牧野遺跡保護センター「縄文の学び舎・小牧野館」に課を移転し、課の名称を文化遺産課に改称するとともに、課内室である世界遺産推進室につきましては、世界文化遺産登録を受け、令和3年度をもって廃止することとなります。

これらの結果、令和4年4月1日の職員数は、昨年4月1日と比較いたしますと、2人減の264人となり、増減の内訳といたしましては、総務課は、指導課の兼務職員と合同で編成されます情報教育推進チームの新設等に伴う事務職の加配により3人増、中央市民センターは、事務職の加配により1人増、市民図書館は、事務職の欠員補充により1人増、学務課は、事務職ポストの他課——教育委員会事務局総務課ではありますが、総務課への移譲により1人減、小・中学校は、技能労務職員の欠員により6人減となったものであります。

本事案につきましては、内示日直前まで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 10 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 10 号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 11 号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 11 号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめました附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規則の提案理由についてであります。青森市立大栄小学校を青森市立浪岡北小学校へ統合することに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正内容についてであります。1 つには、本規則附則第 2 項で規定する公印の特例に関するものとして、当該規定におきまして、同規則別表に規定する学校印、学校長印等の字句や形状、寸法、書体にかかわらず、当該学校印等に替えて、現に学校長が管理する公印を当該学校印等とみなして使用できることになっているもののうち、大栄小学校の学校印に関する規定を削除するものであります。2 つには、本規則別表中、公印番号 155 の大栄小学校の学校印及び公印番号 229 の同校の学校長印を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 11 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 11 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 12 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 12 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめました附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

初めに、本規則の提案理由についてであります。令和 4 年度の組織・機構の見直しにより、文化財課の名称を文化遺産課に改称するとともに、課内室である世界遺産推進室を

廃止することに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。1つに、組織・機構の見直しに関する改正といたしましては、第2条第1項におきまして、文化財課の名称を文化遺産課に改め、同条第2項におきまして、文化財課に置く世界遺産推進室を削除いたします。また、課の分掌事務を規定いたします第7条第1項の別表第1中、文化財課の名称を文化遺産課に改めます。2つに、その他の改正といたしまして、今回の規則の改正に併せまして、現行規定の内容を整備するものであり、第6条第3項におきまして、課長及びチームリーダー並びに課に関する規定内容を整備いたします。

施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第12号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第13号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第13号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

本規程の改正概要をまとめました附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

本規程の提案理由についてであります。令和4年度の組織・機構の見直しにより、教育委員会事務局に置く文化財課の名称を文化遺産課に改称することに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正内容につきましては、教育委員会におけるエネルギー管理体制を定めます別図中「文化財課」を「文化遺産課」に改めるものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第13号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第13号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 14 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 14 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめました附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

初めに、本規則の提案理由についてであります。これまで、各市町村教育委員会の判断により実施されてきました学校事務の共同実施におきましては、学校事務のミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果がある一方で、実施に当たっての権限・責任関係が明確でないこと、共同実施を行う業務内容が曖昧であることといった課題が指摘されております。

こうした中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、事務の共同実施に係る責任・権限関係の明確化、OJT の実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化などが期待される共同学校事務室が制度化されました。

また、県におきましても、令和 4 年 3 月 4 日付で青森県公立小中学校共同学校事務室設置要綱を制定いたしましたことから、本市におきましても、共同学校事務室を設置すべく、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。第 1 条におきましては、軽微な字句の整理を行うものであり、第 25 条におきましては、見出しを改め、第 1 項及び第 2 項の字句を整理するとともに、共同学校事務室の設置目的等について規定し、共同学校事務室の組織、業務、運営等に関する事項の詳細につきましては、別途要綱におきまして定めることとしております。

施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 14 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 15 号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめました附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 並びに改正様式の附属資料 3 を、議案と併せて御覧ください。

初めに、提案理由についてであります。先ほど、議案第 9 号「臨時に代理し処理した

事項の承認について」の説明でも触れましたとおり、青森市森林博物館におきまして、令和4年4月1日から利用料金制を導入することに伴い、利用料金に係る減免並びに観覧料及び利用料金に係る還付の手続について定める等のため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。第5条関係といたしまして、第1項におきましては、教育委員会が森林博物館を管理する場合における観覧料及び使用料の減免申請について、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が整備されたことに伴い、申請先を青森市教育委員会教育長から青森市長に変更いたします。また、第2項を新たに設け、指定管理者が森林博物館を管理する場合における利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

続きまして、第10条関係といたしまして、第1項におきましては、令和3年6月に行いました青森市森林博物館条例の一部改正により、観覧料及び利用料金の還付に係る規定が加えられたことに伴い、同項で規定する観覧料及び使用料又は利用料金の還付に係る特別の理由ごとに定めております還付する額を改めます。また、第2項におきましては、教育委員会が森林博物館を管理する場合における観覧料及び使用料の還付申請について、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、市長の権限に属する事務のうち、教育長への委任事項が整備されたことに伴い、申請先を青森市教育委員会教育長から青森市長に変更いたします。さらに、第3項を新たに設け、指定管理者が森林博物館を管理する場合における利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定いたします。

そのほか、今回の規則改正に併せまして、様式第1号の減免申請書及び様式第2号の還付申請書におきまして、様式の名称等の軽微な字句の整理を行っております。

最後に、施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第15号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第15号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第16号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第16号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案と併せまして、青森市いじめ防止対策審議会の概要等について記載した附属資料を御覧ください。

初めに、1の審議会の概要についてであります。青森市いじめ防止対策審議会の設置につきましては、いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、青森市いじめ防止対策審議会条例により設置されているものであります。

審議会の役割といたしましては、市内小・中学校におけるいじめ防止等のための対策に

関する事項を調査審議するとともに、重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものであります。

また、審議会の組織・委員等につきましては、委員5人以内をもって組織し、教育に関し学識経験を有する者や弁護士、精神保健等に関し学識経験を有する医師などで構成することとしております。

加えまして、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くこととしております。

なお、委員の任期は、2年となっております。

次に、2の欠員による後任者の委嘱を御覧ください。

本議案は、現審議会委員1名が辞職することに伴い、欠員が生じることとなりますことから、後任者を委嘱しようとするものであります。

このたび、青森県立つくしが丘病院院長の堀内雅之委員から、一身上の都合により、令和4年3月31日付で辞職する旨の申出がありましたので、後任といたしまして、医療法人芙蓉会メンタルクリニック ラ・ポムの鈴木克治氏に委員を委嘱するものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和5年9月30日までとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第16号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第16号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は2件となっております。

初めに、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和4年2月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和4年2月1日～2月28日）」を御覧ください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、青森市立浜田小学校令和3年度卒業生一同様から浜田小学校に対し、ブックトラックの寄贈など、3校に対し3件の寄贈申出があり、受領いたしました。

また、中学校における寄附採納といたしまして、青森市立南中学校振興会様から南中学校に対し、ノートパソコンの寄贈など、7校に対し10件の寄贈申出があり、受領いたしました。

次に、小・中学校に対する寄附採納といたしまして、第一生命保険株式会社青森支社の青森営業オフィス、東部営業オフィス及び新青森営業オフィス様から全小・中学校に対し、

抗原検査キットの寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告2「生徒指導に係る取組について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

本年度の生徒指導に係る取組について御報告いたします。

初めに、資料1の「令和3年度 青森市のいじめ防止等の取組」を御覧ください。

青森市のいじめ防止等の取組のうち、教育委員会の取組について御説明いたします。

まず、資料左側に示しておりますが、いじめ防止の取組といたしまして、1つには、未然防止の取組として、いじめ防止対話集会の開催や、いじめ防止に係るカード、ポスター、いじめ防止啓発リーフレットの作成・配布などを行いました。2つには、早期対応の取組の主なものといたしまして、教育相談等で悩みを抱えている児童・生徒の把握に努め、各学校へ情報提供し、迅速に対応するよう指導を図るとともに、緊急支援チームを活用した支援に努めてまいりました。3つには、いじめ防止対策の徹底を図る取組の主なものといたしまして、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策審議会及びいじめ防止対策に特化した、いじめ防止対策研修講座につきまして、いずれも年3回開催いたしました。

次に、資料中央に示しておりますが、ネットいじめ防止の取組といたしまして、1つには、児童・生徒や保護者のほか、地域の方々も対象とした指導主事等による出前講座の実施、2つには、ネットパトロール員によるインターネット上への書き込みに関する監視・見守りを行っております。

さらに、その下に示しておりますが、教育相談の取組といたしまして、1つには、フレンドリーダイヤルによる電話相談、2つには、学校教育や教育支援に関する相談を受け付ける来室相談、3つには、365日、24時間対応しているメール相談、4つには、1人1台端末を活用した教育相談・アンケートなどを行っており、これらの取組により、相談体制の充実に努めております。

特に、1人1台端末を活用した教育相談につきましては、平成30年1月から中学生を対象に実施いたしましたLINEを活用した相談に替えて、本年度から実施しているものであり、端末を活用したことで、双方向でのやり取りが可能であることに加え、チャットまたはメールによる相談方法を児童・生徒が選択できるようになりました。

なお、相談件数につきましては、令和3年7月22日の運用開始から令和4年2月末時点までにおいて、小学校203件、中学校71件、計274件となっており、これまでLINEを活用した際の令和2年度の15件と比べ、相談件数が急激に増加しております。

また、1人1台端末を活用した教育相談を利用している内訳を見ますと、小学生が小・中学校全体の74%となっており、そのうち、小学校5・6年生の相談が小・中学校全体の約5割を占めている状況となっております。

これまでは、中学校におきましては、生徒指導の充実が重要視される傾向にありました

が、小学校におきましても様々な悩みや不安を抱える児童がおりますことから、教育委員会といたしましては、小学校から複数の教員での見守りを強化したり、小学校の早い段階から端末を活用した相談体制を整備したりするなど、教育相談体制の充実が図られるよう努めてまいります。

次に、資料右側に示しておりますが、学校の取組といたしまして、1つには、居場所づくり・絆づくりの取組として、心の教育推進全体計画を生かした教育活動の推進や、「いじめのない学校・学級づくり」アイデア集を活用した授業実践を行いました。2つには、早期発見・早期対応の取組として、本市のいじめ防止基本方針の改定を踏まえ、各学校におけるいじめ防止基本方針の見直しを行い、アンケート等についても改善を図りました。

具体的な改善といたしましては、これまで用紙を配付して実施していたアンケートを1人1台端末の活用により行っており、実施した学校からは、「端末を活用することで周りの目を気にすることなくアンケートを実施できる」、「アンケート結果が即座にデータ化され、いつでも、どの先生でもデータを確認することができ、子どもたちの指導の参考となる」、「アンケート等のいじめ対応に係る記録は5年間保存することとなっているが、データ化することで保存が容易となる」などの利点が挙げられております。

教育委員会では、今後も有効な取組を各学校へ紹介し、いじめの未然防止に役立てたり、組織的に早期発見したりできるよう各学校を指導してまいります。

続きまして、不登校等への対応について、資料2の「令和3年度 青森市の不登校児童生徒への支援」を御覧ください。

1の新たな不登校を生まない取組の充実といたしまして、いじめの未然防止の取組と同様、居場所づくりや絆づくりを進めております。

また、2の早期発見・早期対応の徹底といたしまして、欠席が1日程度でも気になる場合は、すぐに家庭訪問を実施すること、あるいは、欠席が10日以上となった場合は、今後の支援方法について校内で検討することなどの取組を行っております。

また、3の不登校の理由に応じた働きかけの充実といたしまして、各学校は、個々の家庭における状況把握と、オンラインやICTを活用した支援として、1人1台端末を活用した自宅からの遠隔授業やAI型ドリル教材を活用した学習保障、ウェブ会議システムを活用した教育相談の充実、適応指導教室や民間団体との連携を行いました。

特に、1人1台端末を活用した遠隔授業や教育相談の活用につきましては、活用の結果、実際に登校できるようになった事例が報告されるとともに、「家庭訪問では会うことができないケースでも、オンラインでは顔を見ながら話せるようになった」、「週1回程度の家庭訪問に加え、本人とオンラインでやり取りする回数が増えた」などといった声が寄せられるなど、1人1台端末の有効活用が図られているところです。

教育委員会では、今後におきましても、児童・生徒のいじめ問題や不登校等の対応について、各学校が組織的に対応できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○天内委員

いじめ防止等の取組のうち、教育相談の取組についてですが、いろんな相談の仕方があるようですねけれども、それぞれどれくらいの比率といますか、人数の子どもたちが相談されているのでしょうか。

○指導課長

本年度、現在までに教育委員会のほうに寄せられた全ての相談——例えば、駅前庁舎の

指導チームでありますとか、ここの教育研修センター4階の教育支援室、教育相談室でありますとか、あるいは、先ほど申し上げましたフレンドリーダイヤル、メール、クロームブックといった、これら全ての相談の件数が586件という統計がありまして、そのうち、48.3%がクロームブックとなっております。また、駅前庁舎の指導チームのほうで受けた相談が17.9%、フレンドリーダイヤルのほうが13.8%、教育相談室が10.1%、教育支援室が6.7%、メールが3.2%というような割合になっておりました。

○天内委員

クロームブックを使ったほうが相談率が高いようで、今後、もしかしたらパーセンテージが上がっていくのではないかと、相談しやすいのではないかと思いますので、これをきっかけに、足がかりに、いじめがなくなればいいかと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○池田委員

資料1の教育相談の取組の最後のところで、1人1台端末を活用したアンケート等の整備とありますが、これまで紙で行っていた、いじめのアンケートを1人1台端末で行うことが各学校で進みつつあるということで、先ほどの報告にもありましたように、よりタイムリーにデータが集まるし、そのデータの保存についても確実にできるし、また、子どもたちのほうもより答えやすいということで、今まで以上に、児童や生徒が、学校でいじめ——いじめということ定義していいか、まだ迷うかもしれませんが、不安な状況であったり、嫌な思いをしているような状況というのをより早く把握して、その解決に取り組んでもらいたいと思います。

あと、その際には多分、よりタイムリーな状態で情報が入って、早く対応できるということですので、すごくいいと思うんですが、児童や生徒にとっては、それを解決するということとやり取りをすることになって、その嫌な思いというのをまた思い出しながら取り組んでいくということになると思いますので、児童・生徒の心のケアにも気をつけていただきながら取り組んでもらいたいと思います。

できれば、今後は市内の全学校に共通のひな形という質問事項で、学校ごとに答えやすいとか、答えづらいとか、そういうものが生じないような形で、共通の質問事項で内容を把握して、それで、教育委員会と現場の学校の先生たちと連携しながら取り組んでいくという形を整備していってもらえればと思います。

○成田教育長

そのほか、御質問等ありますでしょうか。

○土岐委員

不登校というわけではないと思うんですが、先日、コロナに感染するのが怖いということで学校に行かせていないという、小学生のお子さんを2名お持ちのお母さんがいらっしゃいました。

学校の授業はオンラインで受けているからいいんだということだったんですが、そういう子どもたちに対して登校するように促すとか、もしくは、その不安を取り除いて、いつか登校できるようにするというような試みはありますでしょうか。

○指導課長

実際、コロナが不安で登校できていない子どもたちというのは、結構な人数おりまして、それは、保護者が登校を控えるようにという場合もありますし、子ども自身が不安に感じている場合もあると思います。

そのあたりへの働きかけというのは、ちょっと我々もこれから模索していかなければいけないとは思いますが、少なくとも、学習保障でありますとか、子どもたちに不利のない

ような形で、こちらが支援していかなければいけないとは思っております。

したがって、最低限、学習部分では、オンラインでのものがありますとか、AI型ドリル教材がありますとか、あるいは、当然、家庭訪問による支援などを行いながら、コロナの収束とともに、徐々にそのあたりは——ある部分、時が解決してくれるものもあるんでしょうけれども、私たちにとっても大きな課題であると認識しておりますので、今すぐ何をということについては、なかなかいい解決策は見いだせないんですが、少なくとも不安等への対応として、心とからだの健康チェックでありますとか、健康相談というあたりも活用しながら、各学校で進めていけるように、こちら側でも対応していけたらとは思っております。

○土岐委員

なぜそれを言ったかといいますと、その御家庭は、どうやらお子さんたちは登校したいのではないかなと。ただ、お母さんがすごく拒否されていることを感じましたので、こちらが登校を拒否しているのかというのもやはり重要になってくると思いますし、そうなると、子どもの意見を少し取り入れて、ちょっとの間だけとか、登校の道を少し開いてあげる方法もあるのではないかと——子どもが行きたくないと言うのであれば、もちろんそれは仕方がないと思うんですが、その見極めを少ししていただければと思います。

○成田教育長

そのほか、御質問等ありますでしょうか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和4年3月24日開催の令和4年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和4年4月18日

書 記 山 田 顕 世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和4年4月18日

署名委員 土 岐 志 麻

署名委員 天 内 博 康